

平成 24 年 2 月 16 日

株式会社 Wedding Dreamer
代表取締役 高柳さおり 殿

社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 丹野美絵子



ご 連 絡

当協会からの平成 23 年 11 月 9 日付申入書に対し、貴社より、平成 23 年 11 月 30 日付「ご回答」及び平成 23 年 12 月 27 日付「ご回答」及び新規約案をいただきました。ご対応ありがとうございます。

当協会にて貴社からの回答書を検討した結果、下記のように思料致します。
つきましては、下記の点について、平成 24 年 3 月 12 日までに、書面にてご回答いただきますようお願い致します。

なお、本「ご連絡」ならびに貴社からの御回答の内容は、消費者契約法 27 条に定める消費者に対する情報提供の一環として、当協会において公表することを申し添えます。

記

第 1 「5. 挙式披露宴の取消料」について

1 本条項の取消料につき、貴社からの回答によれば、「取消料については、社団法人日本ブライダル事業振興協会モデル約款（以下「モデル約款」）における取消料の算定方法を参考とし、当社における再販可能性を具体的に考慮した上で、平均的損害額に基づき取消料の割合を算出した」とのことですが、新規約案を作成するにあたり貴社が具体的に検討されたという平均的損害額が不明です。

そもそもモデル約款を参考とされて新規約案を作成されたということですが、モデル約款よりも取消料の水準を上げて設定されています。なお、モデル約款は、結婚式と披露宴契約に係る損害の標準を示したものではなく、当協会としてはモデル約款の合理性も検証の必要があると考えております。

また、新規約案において、同条項の「お見積金額については、サービス料を除くものとします」とのことですが、外注商品や別注品等は同「お見積金額」に含まれるのかも不明です。

2 新規約案においても、申込み時期に制限が無く、取消料を徴求しないキャンセル可能期間も定められていないため、挙式・披露宴予定日の 1 年以上前で、申込み翌日にキャンセルする場合等であっても、上記取消規定が適用されることに変わりはありません（なお、ここに「1 年以上」と記載したのは単なる例示であり、当協会が、挙式・披露宴予定日までの期間が 1 年未満であれば、取消料を徴求しても相当であると考える趣旨ではありません。）。

これらの場合のように、事実上、貴社に何らの損害も発生しておらず、新たな予約が入ることが十分期待できるような場合にも一律に上記のような取扱いをすることの不当性は、当協会の申入書で指摘したとおりです。

貴社におかれでは、少なくとも挙式施行日の1年以上前に予約しその数日後にキャンセルしたという事例において、予約金を返金しないとの条項が消費者契約法第9条第1号により無効となるとした裁判例（東京地裁平成17年9月9日判決、判例時報1948号96頁）の趣旨を今一度真摯に受け止め、再考していただきたく申し入れます。

3 また、新規約案「1. お申込金」の項に「ご契約時に規定のお申込金20万円をお支払いいただきます。お申込金はご契約日より起算して3日以内にご入金下さい。」と規定されたこととの関係で、予約申込み後、申込金の支払い前にキャンセルした場合の取消料の取扱いが不明確となっています。

そもそも、結婚式・披露宴に関する契約は、消費者が一定の料金を支払って、契約した日時において事業者の建物の一室（会場）を利用することと、結婚式・披露宴を円滑に運営するための各種サービスを受けることとに関する複合的な契約であって、会場の利用契約部分と同様に、結婚式・披露宴で提供されるサービスの内容が重要な要素となっています。従って、単に会場を予約しただけで、事業者から提供されるサービスの内容や消費者が支払うべき価額が確定していない段階においては、上記のような複合契約である契約自体がそもそも成立していないとみることも可能です。当協会としては、このような契約が成立したといえるためには、会場の日時・場所の予約のほか、提供されるサービス等に関する事業者からの説明と、消費者の意向をふまえた見積書の作成・交付、その見積書の内容を熟慮する期間が消費者に十分に与えられた上での合意であることが必要であると考えております。従って、少なくとも、申込書に署名しただけで申込金の支払いすらしていない段階においては、消費者が結婚式・披露宴で提供されるサービスの内容及び価額について熟慮した上で了承し契約したものということはできないことは明らかです。

第2 「8. 損害賠償」について

本条項について、貴社からの回答によれば、「損害賠償義務を負う場合を、お客様の故意又は過失のある場合に限定いたしました」とのことですが、新規約案においても、同条項中に「お客様（お客様全ての関係者を含みます）」との規定が存続していることから、「お客様の故意又は過失により」の部分の「お客様」についても上記「お客様（お客様全ての関係者を含みます）」と解釈するようにも思われ、不明確な規定となっています。

顧客の関係者等による不法行為責任について、顧客自身の帰責性の有無を問わずに、当該顧客に損害賠償責任を負担させることの不当性は、当協会の申入書で指摘したとおりです。

本条項において、顧客の関係者を含む第三者の不法行為について、当該顧客に損害賠償責任を負担させることがないことを明確に規定するよう、再度申し入れます。

第3 その他

貴社におかれましては、新規約案の作成に伴い、契約関係書類を改定されることと存じますので、契約前に消費者に提示する見積書等の説明書類、申込書及び契約書、その後の詳細な打合せを重ねた上で確定される最終見積書等の契約関係書類一式を、当協会宛にご送付いただきますようお願い致します。

なお、当協会が入手しました貴社の従前の「ご婚礼受付規約」及び見積書等には、貴社の法人名等の記載がなされておりませんでした。契約するにあたり、契約当事者の明示は必須の事項ですので、改定後の契約関係書類には、貴社法人名、住所等必要事項を明記されるよう、念のため申し入れます。

以上

本件連絡先：東京都港区高輪3-13-22 国民生活センタービル内
社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

TEL : 03-3448-9736

FAX : 03-3448-9830